

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 2 4 日

各都道府県民生主管部（局）長殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

緊急小口資金等の特例貸付にかかる相談があった場合の対応について（依頼）

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた緊急小口資金等の特例貸付については、「緊急小口資金等の特例貸付の申込にかかる受付開始日について（周知）」（令和 2 年 3 月 1 3 日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）により、本年 3 月 2 5 日より市町村社会福祉協議会で申込の受け付けを開始していただくようお願いしていたところです。

2 5 日以降、本特例貸付にかかる相談が本格的に始まる中、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関、福祉事務所等の自治体の相談窓口、関係機関・関係団体等の市町村社会福祉協議会以外の相談窓口にも相談者が訪れることも予想されます。

その際は、別添のパンフレット例も参考としていただき、相談・申請窓口である市町村社会福祉協議会の連絡先や貸付手続きの流れなどを紹介し、また、緊急の貸付が必要な場合には、市町村社会福祉協議会に連絡をしていただくなど、きめ細かな支援を行っていただくよう、お願いします。

本事務連絡については、管内市町村、社会福祉協議会及び社会福祉法人並びに社会福祉協議会へ事業委託又は補助している部局のほか、生活困窮者自立支援制度の担当部局及び自立相談支援機関（委託事業者も含む）、その他の関係機関・関係団体への周知をお願いします。

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室相談支援係
TEL : 03-5253-1111（内線 : 2231）
FAX : 03-3592-1459
MAIL : shikin@mhlw.go.jp

事務連絡
令和2年3月24日

各 都道府県 生活困窮者自立支援制度主管部局
指定都市 民生主管部局
中核市

御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

新型コロナウイルス感染症による生活不安に対応するための緊急措置として
講じられる公共料金の支払の猶予等について（周知）

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、本年3月18日に、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、現下の景気悪化への懸念が高まる状況を踏まえ、生活に不安を感じておられる方々への当面の追加的な緊急対応策として、「生活不安に対応するための緊急措置」（以下「緊急措置」という。）が決定され、公共料金の支払猶予や国税・社会保険料の納付猶予等の措置が講じられることとなりました。（別添参照）

これを踏まえ、下記について了知の上、生活困窮者の自立支援等において対応に遺漏なきようお願いいたします。

また、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）に周知いただくよう、よろしくをお願いいたします。

記

1 公共料金の支払猶予や国税・社会保険料の支払猶予等に関する自立相談支援機関等への周知

緊急措置等を踏まえ、次の措置が講じられているので、新型コロナウイルス感染症に関連して生活困窮者の支援を進めるに当たっては十分に留意をお願いします。また、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関、家計改善支援事業所等関連する機関、団体等へ周知を行っていただくようお願いいたします。

- ・ 水道・下水道、NHK、電気、ガス、固定電話・携帯電話の使用料及び公営住宅の家賃の支払が困難な事情がある者に対しては、その置かれた状況に配慮し、支払の猶予等、迅速かつ柔軟に対応するよう、事業者へ要請が出されている。
- ・ 国税・社会保険料の納付の猶予措置が講じられるとともに、地方税についても、国税・社会保険料の納付の猶予等の取扱いを踏まえ、徴収の猶予等、迅速かつ柔軟に適切に対応するよう、地方公共団体に対して要請が出されている。

※ 別添及び参考1～14を参照。

2 庁内の連携体制の強化を通じた必要な支援の徹底

生活困窮者に対しては、関係部局が連携し、本人に寄り添った支援を提供することが重要であり、「新型コロナウイルスに関連した生活困窮者自立支援制度の活用について」（令和2年3月3日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）により、庁内の連携体制を強化し、福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活に困窮している方を把握した時は、自立相談支援機関への相談を促す等適切な措置を講ずること等について、対応を依頼していたところです。

今般の緊急措置についても、庁内に設けられている新型コロナウイルス感染症対策本部等でその内容を共有するとともに、税務や水道・下水道など関係部局と内容の確認等を行っていただくようお願いいたします。その上で、支援が必要な方に対しては、関係部局が連携をして、例えば、緊急措置として公共料金の支払猶予等が行われていることの案内や、自立相談支援機関への相談の促し等を行っていただくようお願いいたします。

3 都道府県・市町村社会福祉協議会への情報提供

各地方公共団体の生活困窮者自立支援制度主管部局においては、都道府県社会福祉協議会または市町村社会福祉協議会に対し、緊急措置の内容について周知するとともに、一部の公共料金の支払猶予については、生活福祉資金貸付制度（緊急小口資金・総合支援資金）の特例貸付の貸付対象者であること等が求められているため、この点についても、情報提供をお願いします。

以上

【添付資料】

(別添)「生活不安に対応するための緊急措置」（令和2年3月18日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

(参考1)「新型コロナウイルス感染症への対応に伴う国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険関係事務の取扱いについて」（令和2年3月10日厚生労働省保険局国民健康保険課・保険局高齢者医療課・老健局介護保険計画課・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）

(参考2)「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた水道料金に係る対応について」（令和2年3月18日薬生水発0318第1号厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知）

(参考3)「新型コロナウイルス感染症の発生に伴い納税が困難な者への対応について」（令和2年3月18日総税企第45号総務省自治税務局長通知）

(参考4)「新型コロナウイルス感染症の発生に伴い納税が困難な方に対する猶予制度の周知について」（令和2年3月18日総税企第47号総務省自治税務局企画課長通知）

(参考5)「新型コロナウイルス感染症に係る対応について」（令和2年3月18日国水企第97号国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課長通知）

(参考6)「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた農業集落排水施設使用料に係る対応について」（令和2年3月18日元農振第3433号農林水産省農村振興局整備部地域整備課長通知）

(参考7)「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた漁業集落排水施設利用料に係る対応について」(令和2年3月18日元水港第2326号水産庁漁港漁場整備部防災漁村課長通知)

(参考8)「新型コロナウイルス感染症に係る対応について」(令和2年3月18日環循適発第20031854号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室長通知)

(参考9)「新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた方々に対する公共料金の支払猶予について」(令和2年3月19日総財公第72号総務省自治財務局公営企業課長通知)

(参考10)「新型コロナウイルス感染防止等に関連する公営住宅等入居者の家賃滞納等への対応」(令和2年3月23日国土交通省住宅局住宅総合整備課長事務連絡)

(参考11) 日本年金機構ホームページ

<https://www.nenkin.go.jp/service/sonota/sonota/202000319.html>

【事業主の皆様へ】新型コロナウイルス感染症の影響により厚生年金保険料等の納付が困難となった場合の猶予制度について

【年金を受けている皆様へ】新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための対応について

【国民年金被保険者の方へ】新型コロナウイルスの感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難となった場合の免除制度の活用について

(参考12) 国税庁ホームページ

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ

(参考13) 経済産業省ホームページ

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200319008/20200319008.html>

・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、電気料金の支払いなど生活に不安を感じておられる皆様へ

・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、ガス料金の支払いなど生活に不安を感じておられる皆様へ

※その他の支援策については、「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」(<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>)をご参照。

(参考14) 総務省ホームページ

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban03_02000621.html

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う料金支払期限延長等の実施に係る要請(電気通信事業者関連4団体に対する固定電話・携帯電話等に係る料金の支払期限延長等の実施要請)

※上記要請に対する電気通信事業者の取組については、以下をご参照。

https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000398.html

(問い合わせ先)

厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室

電話：03-5253-1111 (内線2231)

生活不安に対応するための緊急措置

令和2年3月18日
新型コロナウイルス感染症対策本部

令和2年3月10日に新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾をとりまとめたところであるが、現下の景気悪化への懸念が高まる状況を踏まえ、生活に不安を感じておられる方々への当面の追加的な緊急対応策として、以下の措置を講ずる。

(1) 個人向け緊急小口資金等の特例の拡大

- 返済免除特約付き緊急小口資金による貸付について、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする個人事業主等の世帯については、学校休業に関わらず、上限額を20万円とし、生活への不安に対応する。あわせて、当座の生活費に切迫している場合については、より迅速に貸付を行うなど、きめ細かな支援を実施する。

このため、緊急小口資金等に対し、速やかに予備費(104億円)を措置する。

(2) 公共料金の支払の猶予等

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、電気料金等の公共料金(上水道・下水道、NHK、電気、ガス及び固定電話・携帯電話の使用料)の支払が困難な事情がある者に対しては、その置かれた状況に配慮し、支払の猶予等、迅速かつ柔軟に対応するよう要請する。

(3) 国税・社会保険料の納付の猶予等

- 国税・社会保険料の納付の猶予制度を積極的に周知広報するとともに、一時に納付することが困難な事情がある納税者等に対しては、その置かれた状況に配慮して、迅速かつ柔軟に対応することとし、猶予の申請や審査について極力簡素化のうえ、原則として1年間は納付を猶予するとともに、延滞税・延滞金についても免除・軽減措置を講ずることとしたところである。

現下の景気悪化への懸念が高まる状況を踏まえ、納税者等からの問合せや相談を待つだけでなく、確定申告相談等のあらゆる機会を捉えて積極的に制度を周知・広報するよう、現場に徹底する。

(4) 地方税の徴収の猶予等

- 地方税についても、(3)の国税・社会保険料の納付の猶予等の取扱を踏まえ、徴収の猶予等、迅速かつ柔軟に適切に対応するよう、地方公共団体に要請する。

(参考1)

事務連絡
令和2年3月10日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
後期高齢者医療制度主管課（部）
介護保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省老健局介護保険計画課
総務省自治税務局市町村税課

新型コロナウイルス感染症への対応に伴う国民健康保険、
後期高齢者医療制度及び介護保険関係事務の取扱いについて

平素より医療保険制度及び介護保険制度の円滑な実施につきましては、格段のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険関係事務の取扱いについて、下記のとおり情報提供いたしますので、都道府県におかれては貴管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び国民健康保険組合に周知いただくようお願い申し上げます。

記

1. 届出・申告期間を経過した者の取扱い

国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の資格取得、資格喪失、住所変更等の届出・申告については、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）又は介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）等の規定に基づき、これらの届出の事由が生じた日から14日以内に届出を行わなければならないこと等とされているが、今般の新型コロナウイルス感染症に関しては、その感染拡大を十分に防止することが求められていること等も踏まえ、やむを得ない理由による届出等の遅延を認めるなど、柔軟に運営いただきたいこと。

2. 保険料（税）の徴収猶予の取扱い

特別な理由がある者については、

- ・ 国民健康保険においては、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 77 条の規定に基づき条例若しくは規約の定めるところにより、又は地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 15 条の規定に基づき保険者の判断で、
- ・ 後期高齢者医療制度においては、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 111 条の規定に基づき条例で定めるところにより、保険者の判断で、
- ・ 介護保険においては、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 142 条の規定に基づき条例で定めるところにより、保険者の判断で、

保険料（税）の徴収猶予を行うことが可能とされているので、これらを踏まえ、各保険者において、これについての周知も含め、適切に運営いただきたいこと。

(参考2)

薬生水発 0318 第 1 号
令和 2 年 3 月 18 日

各都道府県水道行政主管部（局）長
各厚生労働大臣認可水道事業者 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長
（ 公 印 省 略 ）

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた水道料金に係る対応について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき、御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、人や物の動きが停滞し、事業活動を縮小せざるを得ない事業者、離職や収入の減少等により生活に不安を感じておられる方々の存在が懸念されています。

令和2年3月18日に開催された「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、「生活不安に対応するための緊急措置」が決定され、「新型コロナウイルス感染症の影響により、電気料金等の公共料金（上水道・下水道、NHK、電気、ガス及び固定電話・携帯電話の使用料）の支払が困難な事情がある者に対しては、その置かれた状況に配慮し、支払の猶予等、迅速かつ柔軟に対応するよう要請する。」こととされたところです。

一方、各水道事業者におかれましては、「生活困窮者自立支援制度担当部局との連絡・連携体制の構築等について」（平成31年3月29日付け薬生水発0329第1号。厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知）等に基づき、生活困窮者に対して料金未払いによる機械的な給水停止を回避する等の柔軟な対応をしていただいているものと認識しております。

つきましては、各水道事業者におかれましては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付の貸付対象者をはじめ、一時的に水道料金の支払に困難を来している者を対象として、上記貸付対象者であることの確認や必要に応じて戸別訪問等を実施することにより、その置かれた状況に配慮した支払い猶予等の対応や料金未払いによる機械的な給水停止の回避等、柔軟な措置の実施を検討いただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴管下の都道府県知事認可の水道事業者に対して、本件を周知いただきますよう、よろしく願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的な助言であることを申し添えます。

(参考3)

総 税 企 第 4 5 号
令 和 2 年 3 月 1 8 日

各都道府県知事 殿

総務省自治税務局長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い納税が困難な者への対応について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からの申告期限等の延長については、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からの申告期限等の延長について」（令和2年3月6日付け総税企第28号総務省自治税務局長通知）等において適切な運営がなされるようお願いしたところですが、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い財産に相当の損失を受けた納税者等、売上の急減により納税資力が著しく低下している納税者等への対応について、地方団体の長がとり得る措置としては、徴収の猶予及び減免等があります。

つきましては、下記に留意の上、それぞれの制度の趣旨をご理解いただき、納税者等の置かれた状況に十分配慮して、適切に対応するようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨をご連絡願います。

本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

1 徴収の猶予

納税者等に災害、疾病、事業の休廃止、事業における著しい損失等納税を困難とさせる法定の事由が発生した場合には、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第15条の規定により、その申請に基づき徴収を猶予することができることとされています。新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、以下の事例が想定されますが、これらはそれぞれ同条第1項各号の要件に該当すると考えられます。納税者等からこれらの理由により納税相談を受けた場合は、徴収猶予の適用を検討し、迅速かつ柔軟に対応するようお願いいたします。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたため、備品（例：電化製品）が壊れて使用できなくなった又は棚卸資産（例：食材）を廃棄した場合（法第15条第1項第1号）

- ・ 納税者又はその生計を一にする親族が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合（法第 15 条第 1 項第 2 号）
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、予約キャンセルが相次いだため、事業を休廃止した場合（法第 15 条第 1 項第 3 号）
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響で、予約キャンセルが相次いだ、給食の食材を廃棄した等の理由により、事業に著しい損失が生じた場合（法第 15 条第 1 項第 4 号）

2 換価の猶予及び滞納処分の停止

滞納者が納税について誠実な意思を有する場合において、事業の継続又は生活の維持を困難にする等の事由があるときは、法第 15 条の 5 又は第 15 条の 6 の規定により、地方団体の長は職権又は滞納者の申請により換価の猶予をすることができるものとされています。

また、滞納者が、無財産であるとき、あるいは滞納処分を執行することにより滞納者の生活を著しく窮迫の状態に陥れるおそれのある場合等においては、法第 15 条の 7 の規定により、滞納処分の執行を停止することができるものとされています。

これらの適用に当たっては、新型コロナウイルス感染症による影響や財産の状況をはじめ滞納者の個別具体的な実情を十分に把握した上で、適切に対応するようお願いいたします。

3 その他

(1) 申請に当たって必要な書類等

徴収猶予の申請に当たっては、猶予の種類等に応じた添付書類を提出することとされていますが、徴収猶予（災害・病気等によるものに限る。）等をする場合において、その申請者がその添付すべき書類を提出することが困難である場合には、法第 15 条の 2 第 4 項ただし書の規定により、添付することを要しないこととされています。

例えば、損害の状況や病気等を示す書類の添付が困難と認められる場合には、聞き取りにより確認するなど柔軟な対応が考えられますので、適切に対応するようお願いいたします。

(2) 担保の徴取

地方団体の長は、納税を猶予した場合には、原則として担保を徴取しなければならないこととされていますが、法第 16 条の規定により、条例で定める場合は、担保徴取を不要とすることができることとされています。納税者等の個別具体的な実情を十分に把握した上で、適切に対応するようお願いいたします。

(3) 延滞金の免除

徴収の猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止を適用した場合、法第15条の9の規定による延滞金の全額又は一部免除について、適切に対応するようお願いします。

(4) 差押えの解除

徴収の猶予をした場合において、猶予に係る地方税について、既に差し押さえた財産があるときは、法第15条の2の3の規定により、申請に基づき差押えを解除することができることとされています。

また、財産を差し押さえている滞納者について換価の猶予をする場合において、必要があると認めるときは、法15条の5の3及び法15条の6の3の規定により、滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産の差押えを猶予し、又は解除することができることとされています。

納税者等の個別具体的な実情を十分に把握した上で、適切に対応するようお願いします。

(連絡先)

総務省自治税務局企画課

担当：卯田係長、松本事務官

電話：03-5253-5658

FAX：03-5253-5659

地方税法（抄）

（徴収猶予の要件等）

第十五条 地方団体の長は、次の各号のいずれかに該当する事実がある場合において、そ

の該当する事実に基づき、納税者又は特別徴収義務者が当該地方団体に係る地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基づき、一年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。

一 納税者又は特別徴収義務者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったとき。

二 納税者若しくは特別徴収義務者又はこれらの者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき。

三 納税者又は特別徴収義務者がその事業を廃止し、又は休止したとき。

四 納税者又は特別徴収義務者がその事業につき著しい損失を受けたとき。

五 前各号のいずれかに該当する事実に類する事実があつたとき。

2 地方団体の長は、納税者又は特別徴収義務者につき、当該地方団体に係る地方団体の徴収金の法定納期限（随時に課する地方税については、その地方税を課することができることとなつた日）から一年を経過した日以後にその納付し、又は納入すべき額が確定した場合において、その納付し、又は納入すべき当該地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない理由があると認められるときは、その納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、当該地方団体の徴収金の納期限内にされたその者の申請に基づき、その納期限から一年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。

3 地方団体の長は、前二項の規定による徴収の猶予（以下この章において「徴収の猶予」という。）をする場合には、当該徴収の猶予に係る地方団体の徴収金の納付又は納入について、当該地方団体の条例で定めるところにより、当該徴収の猶予をする金額を当該徴収の猶予をする期間内において、当該徴収の猶予を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができる。

4 地方団体の長は、徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予をした期間内に当該徴収の猶予をした金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由があると認めるときは、当該徴収の猶予を受けた者の申請に基づき、その期間を延長することができる。ただし、その期間は、既にその者につき徴収の猶予をした期間と合わせて二年を超えることができない。

- 5 地方団体の長は、前項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（以下この章において「徴収の猶予期間の延長」という。）をする場合には、当該徴収の猶予期間の延長に係る地方団体の徴収金の納付又は納入について、当該地方団体の条例で定めるところにより、当該徴収の猶予をする金額を当該徴収の猶予期間の延長をする期間内において、当該徴収の猶予期間の延長を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができる。

（徴収猶予の申請手続等）

第十五条の二 徴収の猶予（前条第一項の規定によるものに限る。）の申請をしようとする者は、同項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき当該徴収の猶予に係る地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細、当該徴収の猶予を受けようとする金額及びその期間その他の当該地方団体の条例で定める事項を記載した申請書に、当該該当する事実を証するに足りる書類、財産目録、担保の提供に関する書類その他の当該地方団体の条例で定める書類を添付し、これを当該地方団体の長に提出しなければならない。

2及び3 略

4 第一項又は前項の規定により添付すべき書類（地方団体の条例で定める書類を除く。）については、これらの規定にかかわらず、前条第一項（第一号、第二号又は第五号（同項第一号又は第二号に該当する事実と類する事実に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定による徴収の猶予（以下この項及び第十五条の九第一項において「災害等による徴収の猶予」という。）又は当該災害等による徴収の猶予をした期間の延長をする場合において、当該災害等による徴収の猶予又は当該災害等による徴収の猶予をした期間の延長を受けようとする者が当該添付すべき書類を提出することが困難であると地方団体の長が認めるときは、添付することを要しない。

5～12 略

（徴収猶予の効果）

第十五条の二の三 略

2 地方団体の長は、徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る地方団体の徴収金について差し押さえた財産があるときは、当該徴収の猶予を受けた者の申請により、その差押えを解除することができる。

3～4 略

（職権による換価の猶予の要件等）

第十五条の五 地方団体の長は、滞納者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、その者が当該地方団体に係る地方団体の徴収金の納付又は納入について誠実な意思を有すると認められるときは、その納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金（徴収の猶予又は第十五条の六第一項の規定による換価の猶予（以下この章において「申請による換価の猶予」という。）を受けているものを除く。）につき滞納処分による財産の換価を猶予することができる。ただし、その猶予の期間は、一年を超えることができない。

一 その財産の換価を直ちにすることによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあるとき。

二 その財産の換価を猶予することが、直ちにその換価をすることに比して、滞納に係る地方団体の徴収金及び最近において納付し、又は納入すべきこととなる他の地方団体の徴収金の徴収上有利であるとき。

2 略

（職権による換価の猶予の効果等）

第十五条の五の三 地方団体の長は、職権による換価の猶予をする場合において、必要があると認めるときは、差押えにより滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産の差押えを猶予し、又は解除することができる。

2 略

（申請による換価の猶予の要件等）

第十五条の六 地方団体の長は、職権による換価の猶予によるほか、滞納者が当該地方団体に係る地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合において、その者が当該地方団体の徴収金の納付又は納入について誠実な意思を有すると認められるときは、当該地方団体の徴収金の納期限から当該地方団体の条例で定める期間内にされたその者の申請に基づき、一年以内の期間を限り、その納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金（徴収の猶予を受けているものを除く。）につき滞納処分による財産の換価を猶予することができる。

2及び3 略

（申請による換価の猶予の効果等）

第十五条の六の三 地方団体の長は、申請による換価の猶予をする場合において、必要があると認めるときは、差押えにより滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にするお

それがあつた財産の差押えを猶予し、又は解除することができる。

2 略

(滞納処分の停止の要件等)

第十五条の七 地方団体の長は、滞納者につき次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

- 一 滞納処分をすることができる財産がないとき。
- 二 滞納処分をすることによつてその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
- 三 その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。

2～5 略

(納税の猶予の場合の延滞金の免除)

第十五条の九 災害等による徴収の猶予若しくは第十五条の七第一項の規定による滞納処分の執行の停止をした場合又は事業の廃止等による徴収の猶予(徴収の猶予のうち災害等による徴収の猶予以外のものをいう。以下この項において同じ。)若しくは職権による換価の猶予若しくは申請による換価の猶予をした場合には、その猶予又は停止をした地方税に係る延滞金額のうち、それぞれ、当該災害等による徴収の猶予若しくは執行の停止をした期間に対応する部分の金額に相当する金額又は当該事業の廃止等による徴収の猶予若しくは職権による換価の猶予若しくは申請による換価の猶予をした期間(延滞金が年十四・六パーセントの割合により計算される期間に限る。)に対応する部分の金額の二分の一に相当する金額は、免除する。ただし、第十五条の三第一項(第十五条の五の三第二項及び第十五条の六の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。)又は前条第一項の規定による取消しの基因となるべき事実が生じた場合には、その生じた日以後の期間に対応する部分の金額については、地方団体の長は、その免除をしないことができる。

2 徴収の猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予をした場合において、納税者又は特別徴収義務者が次の各号のいずれかに該当するときは、地方団体の長は、その猶予をした地方税に係る延滞金(前項の規定による免除に係る部分を除く。)につき、猶予した期間(当該地方税を当該期間内に納付し、又は納入しなかつたことについてやむを得ない理由があると地方団体の長が認める場合には、猶予の期限の翌日から当該やむを得ない理由がなくなつた日までの期間を含む。)に対応する部分の金額でその納付又は納入が困難と認められるものを限度として免除することができる。

- 一 納税者又は特別徴収義務者の財産の状況が著しく不良で、納期又は弁済期の到来した他の地方団体に係る地方団体の徴収金、国税、公課又は債務について軽減又は免除

をしなければ、その事業の継続又は生活の維持が著しく困難になると認められる場合において、その軽減又は免除がされたとき。

二 納税者若しくは特別徴収義務者の事業又は生活の状況によりその延滞金額の納付又は納入を困難とするやむを得ない理由があると認められるとき。

3 第二十条の九の三第五項ただし書の規定により徴収を猶予した場合には、その猶予をした地方税に係る延滞金につき、その猶予をした期間（延滞金が年十四・六パーセントの割合により計算される期間に限るものとし、前二項の規定により延滞金の免除がされた場合には、当該免除に係る期間に該当する期間を除く。）に対応する部分の金額の二分の一に相当する金額は、免除する。

4 地方団体の長は、滞納に係る地方団体の徴収金の全額を徴収するために必要な財産につき差押えをした場合又は納付し、若しくは納入すべき地方団体の徴収金の額に相当する担保の提供を受けた場合には、その差押え又は担保の提供に係る地方税を計算の基礎とする延滞金につき、その差押え又は担保の提供がされている期間（延滞金が年十四・六パーセントの割合により計算される期間に限るものとし、前三項の規定により延滞金の免除がされた場合には、当該免除に係る期間に該当する期間を除く。）に対応する部分の金額の二分の一に相当する金額を限度として、免除することができる。

（担保の徴取）

第十六条 地方団体の長は、徴収の猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で次に掲げるものを徴さなければならない。ただし、その猶予に係る金額、期間その他の事情を勘案して担保を徴する必要がない場合として当該地方団体の条例で定める場合は、この限りでない。

一 国債及び地方債

二 地方団体の長が確実と認める社債（特別の法律により設立された法人が発行する債券を含む。）その他の有価証券

三 土地

四 保険に付した建物、立木、船舶、航空機、自動車及び建設機械

五 鉄道財団、工場財団、鉱業財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団及び観光施設財団

六 地方団体の長が確実と認める保証人の保証

2 前項の規定により担保を徴する場合において、その猶予に係る地方団体の徴収金につき差し押さえた財産があるときは、その担保の額は、その猶予をする金額からその財産の価額を控除した額を限度とする。

3 地方団体の長は、第一項の規定により担保を徴した場合において、担保財産の価額若

しくは保証人の資力の減少その他の理由により猶予に係る金額の納付若しくは納入を担保することができないと認めるとき、又は第十五条の二の三第二項、第十五条の五の三第一項若しくは第十五条の六の三第一項の規定により差押えを解除したときは、納税者又は特別徴収義務者に対し、増担保の提供、保証人の変更その他担保を確保するため必要な行為を求めることができる。

4 前三項に定めるもののほか、担保の提供について必要な事項は、政令で定める。

(参考4)

総 税 企 第 47 号
令 和 2 年 3 月 18 日

各 都 道 府 県 総 務 部 長
東 京 都 総 務 ・ 主 税 局 長 } 殿

総務省自治税務局企画課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い納税が困難な方に対する
猶予制度の周知について

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い納税が困難な者への対応については、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴い納税が困難な者への対応について」(令和2年3月18日付け総税企第45号総務省自治税務局長通知)において適切な対応がなされるようお願いしたところです。

今般、国税庁より、別添のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた納税者の方向けに作成した猶予制度に係るリーフレットの周知について依頼がありました。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた納税者等に対しては、地方税においても、猶予制度の活用が考えられますので、各地方団体においても制度の周知・広報に取り組む必要があります。

つきましては、別紙のとおり、地方税におけるリーフレット例を作成しましたので、適宜加工の上、国税庁のリーフレットと合わせて、ホームページ・広報誌への掲載、窓口への設置などにより広く周知いただくようお願いします。

また、貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨をご連絡願います。

本通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4(技術的な助言)に基づくものです。

(連絡先)

総務省自治税務局企画課
担当：卯田係長、松本事務官
電 話：03-5253-5658
F A X：03-5253-5659

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する 地方税における猶予制度

徴収の猶予

- 新型コロナウイルス感染症に納税者(ご家族を含む。)が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度がありますので、(都道府県・市区町村)〇〇課にご相談ください(徴収の猶予:地方税法第15条)。

(ケース1) 災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

(ケース2) ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

(ケース3) 事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

(ケース4) 事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

申請による換価の猶予

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税を一時に納付することができない場合、申請による換価の猶予制度がありますので、(都道府県・市区町村)〇〇課にご相談ください(申請による換価の猶予:地方税法第15条の6)。

〇〇都道府県又は〇〇市区町村

別添

徴 徴 2 - 25
令和2年3月18日

総務省自治税務局
企画課長 池田 達雄 殿

国税庁徴収部
徴収課長 山上 淳一

**新型コロナウイルス感染症の発生に伴い納税が困難な方に対する
猶予制度の周知のお願い**

平素より税務行政につきまして、深い御理解と多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う各種イベントの中止・延期、観光客の減少などにより、売上が著しく低下して、納税資金の捻出が困難な納税者が増加することが懸念されます。このため、国税庁では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた納税者の方向けに、猶予制度の周知のリーフレットを作成し、これまで以上に猶予制度に関する周知・広報に取り組んでおります。

つきましては、貴省におかれましても、地方公共団体（各都道府県、市町村）の皆様に対し、別紙のリーフレットを活用して、ホームページ・広報誌への掲載、窓口への設置などを通じ、広く周知を要請していただくようお願いいたします。

- 別紙のリーフレットについては、国税庁ホームページに掲載しておりますのでご活用ください。

・ 国税庁ホームページの掲載場所

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kansensho/pdf/0020003-044_02.pdf

新型コロナウイルス感染症の影響により

納税が困難な方には猶予制度があります

税務署に申請することにより、納税が猶予されます

- ▶ 新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、次の要件のすべてに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められますので、所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください(申請による換価の猶予:国税徴収法第151条の2)。

○ 要件

- ① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること。
- ③ 換価の猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。
- ④ 納付すべき国税の納期限(注1)から6か月以内に申請書が提出されていること。
- ⑤ 原則として、担保の提供があること。(担保が不要な場合があります)

お気軽にお電話で
ご相談ください!
(納期限前から相談できます)

(注1) 令和元年分の申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の確定申告は、延長された期限(令和2年4月16日)が納期限となります。

(注2) 既に滞納がある場合や滞納となってから6月を超える場合であっても、税務署長の職権による換価の猶予(同法第151条)が受けられる場合もあります。

税務署において所定の審査を早期に行います。

○ 猶予が認められると...

- ▶ 原則、1年間猶予が認められます。(状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。)
- ▶ 猶予期間中の延滞税の一部が免除されます。
- ▶ 財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

更に個別の事情に該当する場合は、他の猶予制度を活用することもできます。
(裏面をご参照ください。)

個別の事情に該当する場合は、その旨をお申し出ください

- ▶ 新型コロナウイルス感染症に納税者(ご家族を含む。)が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、納税の猶予が認められることがありますので、所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください(納税の猶予:国税通則法第46条)。

○ 個別の事情

ケースによりご用意
いただく資料が異なります。
まずはお電話でご相談を!

〈ケース1〉災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

〈ケース2〉ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち、医療費や治療等に付随する費用

〈ケース3〉事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休業をした場合、国税を一時に納付できない額のうち、休業に関して生じた損失や費用に相当する金額

〈ケース4〉事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、国税を一時に納付できない額のうち、受けた損失額に相当する金額

(注) 申請に必要な書類等については、最寄りの税務署(徴収担当)にご相談ください。

税務署において所定の審査を早期に行います。

○ 猶予が認められると…

- ▶ 原則、1年間猶予が認められます。(状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。)
- ▶ 猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除されます。
- ▶ 財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。



整理番号									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

〔納税価〕の猶予申請書

税務署長殿

国税通則法第46条第 項第 号(第5号の場合、第 号類似)又は国税徴収法第151条の2第1項の規定により、以下のとおり猶予を申請します。

申請者	住所所在地	電話番号 () 携帯電話 ()		①申請年月日 令和 年 月 日	
	氏名称	印		通債日付印	
	法人番号			申請書番号	
					処理年月日

納付すべき国税	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考
			・	円	円	法律による金額 円	円	法律による金額 円	
			・			"		"	
			・			"		"	
			・			"		"	
合計				イ	ロ	ハ	ニ	ホ	

②イ～ホの合計	円	③現在納付可能資金額	円	④猶予を受けようとする金額 (②-③)	円
---------	---	------------	---	---------------------	---

※③欄は、「財産収支状況書」の(A)又は「財産目録」の(D)から転記

一時に納付することができない(生活維持又は事業の継続が困難となる)事情の詳明	猶予該当事実の詳細(納税の猶予の場合) :
--	-----------------------

⑤納付計画	年月日	納付金額	年月日	納付金額	年月日	納付金額
	令和	円	令和	円	令和	円
	令和	円	令和	円	令和	円
	令和	円	令和	円	令和	円
	令和	円	令和	円	令和	円

※⑤欄は、「財産収支状況書」の(B)又は「収支の明細書」の(C)及び(D)から転記

猶予期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで 月間
------	--------------------------

※猶予期間の開始日は、①の申請年月日
 ただし、納税の猶予申請において、災害等のやむを得ない理由により、申請書を提出できなかった場合は、災害等が生じた日
 換価の猶予申請において、納付すべき国税の法定納期限以前にこの申請書を提出する場合は、その国税の法定納期限の翌日

担保	<input type="checkbox"/> 有	担保財産の詳細又は
	<input type="checkbox"/> 無	提供できない特別の事情

税理士署名押印	印
<input type="checkbox"/>	(電話番号 - -)
税理士法第30条の書面提出有	

※税務署整理欄	
100万円以下の場合	100万円超の場合
<input type="checkbox"/> 財産収支状況書	<input type="checkbox"/> 収支の明細書
	<input type="checkbox"/> 財産目録
	<input type="checkbox"/> 担保関係書類
<input type="checkbox"/> 猶予該当事実証明書類(納税の猶予の場合)	

(参考5)

国水下企第97号
令和2年3月18日

各都道府県下水道担当部長 殿
各政令指定都市下水道担当部長 殿
(各地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課長

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、人や物の動きが停滞し、事業活動を縮小せざるを得ない事業者、離職や収入の減少等により生活に不安を感じておられる方々の存在が懸念されています。

令和2年3月18日に開催された政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、「生活不安に対応するための緊急措置」が決定され、「新型コロナウイルス感染症の影響により、電気料金等の公共料金（上水道・下水道、NHK、電気、ガス及び固定電話・携帯電話の使用料）の支払が困難な事情がある者に対しては、その置かれた状況に配慮し、支払の猶予等、迅速かつ柔軟に対応するよう要請する。」こととされたところ です。

つきましては、各下水道管理者におかれましては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付の貸付対象者をはじめ、一時的に下水道使用料の支払に困難を来している下水道使用者を対象として、地域の実情に応じ、福祉部局及び水道部局とも十分に連絡・連携しつつ、支払を猶予する等の柔軟な措置の実施を検討いただきますようお願いいたします。

なお、各公共下水道管理者における下水道使用料の支払を猶予する等の柔軟な措置の実施状況については、後日、改めて確認させていただき、各地方公共団体に情報共有を図りたいと考えておりますので、ご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。

都道府県におかれましては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く。）への周知をお願いいたします。

(参考6)

元農振第3433号
令和2年3月18日

各都道府県農業集落排水事業担当部(局)長 殿
(各地方農政局等農村振興部等経由)

農林水産省農村振興局整備部
地域整備課長

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた
農業集落排水施設使用料に係る対応について

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、人や物の動きが停滞し、事業活動を縮小せざるを得ない事業者、離職や収入の減少等により生活に不安を感じておられる方々の存在が懸念されています。

令和2年3月18日に開催された政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、「生活不安に対応するための緊急措置」が決定され、その1つとして、「新型コロナウイルス感染症の影響により、電気料金等の公共料金(上水道・下水道、NHK、電気、ガス及び固定電話・携帯電話の使用料)の支払が困難な事情がある者に対しては、その置かれた状況に配慮し、支払の猶予等、迅速かつ柔軟に対応するよう要請する。」こととされたところです。

つきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付の貸付対象者をはじめ、一時的に農業集落排水施設使用料の支払に困難を来している農業集落排水施設使用者を対象として、地域の実情に応じ、福祉部局及び水道部局とも十分に連絡・連携しつつ、支払期限を猶予する等の柔軟な措置の実施を検討いただきますようお願いいたします。

なお、農業集落排水施設管理者における農業集落排水施設使用料の支払を猶予する等の柔軟な措置の実施状況については、後日、改めて確認させていただき、各地方公共団体に情報共有を図りたいと考えておりますので、ご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。

都道府県におかれましては、この旨管内市町村への周知をお願い致します。

(参考7)

元水港第 2326 号
令和 2 年 3 月 18 日

各都道府県漁業集落排水事業担当部（局）長 殿

水産庁漁港漁場整備部
防災漁村課長

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた
漁業集落排水施設使用料に係る対応について

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、人や物の動きが停滞し、事業活動を縮小せざるを得ない事業者、離職や収入の減少等により生活に不安を感じておられる方々の存在が懸念されています。

令和 2 年 3 月 18 日に開催された政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、「生活不安に対応するための緊急措置」が決定され、その 1 つとして、「新型コロナウイルス感染症の影響により、電気料金等の公共料金（上水道・下水道、NHK、電気、ガス及び固定電話・携帯電話の使用料）の支払が困難な事情がある者に対しては、その置かれた状況に配慮し、支払の猶予等、迅速かつ柔軟に対応するよう要請する。」こととされたところです。

つきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付の貸付対象者をはじめ、一時的に漁業集落排水施設使用料の支払に困難を来している漁業集落排水施設使用者を対象として、地域の実情に応じ、福祉部局及び水道部局とも十分に連絡・連携しつつ、支払を猶予する等の柔軟な措置の実施を検討いただきますようお願いいたします。

なお、漁業集落排水施設管理者における漁業集落排水施設使用料の支払を猶予する等の柔軟な措置の実施状況については、後日、改めて確認させていただき、各地方公共団体に情報共有を図りたいと考えておりますので、ご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。

都道府県におかれましては、この旨管内市町村への周知をお願いいたします。

(参考8)

環循適発第 20031854 号
令和 2 年 3 月 1 8 日

各都道府県・各政令市浄化槽担当部(局)長 殿

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室長

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、人や物の動きが停滞し、事業活動を縮小せざるを得ない事業者、離職や収入の減少等により生活に不安を感じておられる方々の存在が懸念されています。

令和 2 年 3 月 1 8 日に開催された政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、「生活不安に対応するための緊急措置」が決定され、その 1 つとして、「新型コロナウイルス感染症の影響により、電気料金等の公共料金（上水道・下水道、NHK、電気、ガス及び固定電話・携帯電話の使用料）の支払が困難な事情がある者に対しては、その置かれた状況に配慮し、支払の猶予等、迅速かつ柔軟に対応するよう要請する。」こととされたところです。

つきましては、浄化槽市町村整備推進事業を実施している浄化槽管理者におかれましては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付の貸付対象者をはじめ、一時的に浄化槽使用料の支払に困難を来している浄化槽使用者を対象として、地域の実情に応じ、福祉部局及び水道部局とも十分に連絡・連携しつつ、支払を猶予する等の柔軟な措置の実施を検討いただきますようお願い致します。

都道府県におかれましては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く。）への周知をお願い致します。

(参考9)

総 財 公 第 7 2 号
令 和 2 年 3 月 1 9 日

各都道府県総務部長
各都道府県企業管理者
各指定都市総務、財政局長
各指定都市企業管理者

殿

総務省自治財政局公営企業課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた方々に対する
公共料金の支払猶予について

新型コロナウイルス感染症の影響による離職や収入の減少等により生活が困窮する者等への対応について、関係省庁より各事業者に対して、別添のとおり、水道、下水道及びガスに係る公共料金の支払猶予等に係る要請がなされたところです。

つきましては、当該三事業を経営する地方公共団体におかれては、下記の事項に留意の上、適切に対応するようお願いいたします。

また、都道府県におかれては、市町村（指定都市を除く。）並びに企業団及び関係一部事務組合に対しても、この旨を御連絡願います。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

記

新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた方々に対しての公共料金に係る支払猶予の措置について、別添の関係省庁の要請内容も踏まえ、適切な対応を図るよう御配慮願います。

その際、当該公共料金に係る条例等に規定が無い場合において、当該支払猶予については、別紙のとおり、水道、公共下水道以外の下水道及びガスの料金については地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 171 条の 6 第 1 項第 3 号の規定に基づき、公共下水道の使用料については地方自治法第 231 条の 3 第 3 項の規定に基づき地方税法の滞納処分の例により、行うことができることに留意ください。

(連絡先)

自治財政局公営企業課 (全般)

担当：安藤課長補佐、窪西事務官

電話：03-5253-5634

自治財政局公営企業経営室

担当：荒川課長補佐、山本係長 (水道)

岡部課長補佐、仲田事務官 (ガス)

電話：03-5253-5638

自治財政局準公営企業室 (下水道)

担当：川畑課長補佐、佐藤係長

電話：03-5253-5642

地方自治法施行令（抄）

（履行延期の特約等）

第七十一条の六 普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）について、次の各号の一に該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- 一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
 - 二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
 - 三 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
 - 四 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
 - 五 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行なった場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第一号から第三号までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。
- 2 普通地方公共団体の長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（次条において「損害賠償金等」という。）に係る債権は、徴収すべきものとする。

地方自治法（抄）

（督促、滞納処分等）

第二百三十一条の三 分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

- 2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合には、条例で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。
- 3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料、法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第一項の規定による督促を受けた者が

同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4～12 (略)

附 則

(強制徴収できる使用料等)

第六条 他の法律で定めるもののほか、第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入は、次に掲げる普通地方公共団体の歳入とする。

三 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十八条から第二十条まで（第二十五条の十八において第十八条及び第十八条の二を準用する場合を含む。）の規定により徴収すべき損傷負担金、汚濁原因者負担金、工事負担金及び使用料

地方税法（抄）

(徴収猶予の要件等)

第十五条 地方団体の長は、次の各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その該当する事実に基づき、納税者又は特別徴収義務者が当該地方団体に係る地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基づき、一年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。

一 納税者又は特別徴収義務者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったとき。

二 納税者若しくは特別徴収義務者又はこれらの者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき。

三 納税者又は特別徴収義務者がその事業を廃止し、又は休止したとき。

四 納税者又は特別徴収義務者がその事業につき著しい損失を受けたとき。

五 前各号のいずれかに該当する事実に類する事実があつたとき。

2 地方団体の長は、納税者又は特別徴収義務者につき、当該地方団体に係る地方団体の徴収金の法定納期限（随時に課する地方税については、その地方税を課することができることとなつた日）から一年を経過した日以後にその納付し、又は納入すべき額が確定した場合において、その納付し、又は納入すべき当該地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない理由があると認められるときは、その納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、当該地方団体の徴収金の納期限内にされた

その者の申請に基づき、その納期限から一年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。

- 3 地方団体の長は、前二項の規定による徴収の猶予（以下この章において「徴収の猶予」という。）をする場合には、当該徴収の猶予に係る地方団体の徴収金の納付又は納入について、当該地方団体の条例で定めるところにより、当該徴収の猶予をする金額を当該徴収の猶予をする期間内において、当該徴収の猶予を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができる。
- 4 地方団体の長は、徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予をした期間内に当該徴収の猶予をした金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由があると認めるときは、当該徴収の猶予を受けた者の申請に基づき、その期間を延長することができる。ただし、その期間は、既にその者につき徴収の猶予をした期間と合わせて二年を超えることができない。
- 5 地方団体の長は、前項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（以下この章において「徴収の猶予期間の延長」という。）をする場合には、当該徴収の猶予期間の延長に係る地方団体の徴収金の納付又は納入について、当該地方団体の条例で定めるところにより、当該徴収の猶予をする金額を当該徴収の猶予期間の延長をする期間内において、当該徴収の猶予期間の延長を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができる。

事務連絡
令和2年3月23日

各都道府県・政令市 住宅担当部長 殿

国土交通省住宅局住宅総合整備課長

新型コロナウイルス感染防止等に関連する公営住宅等入居者の家賃滞納等への対応
について

公営住宅入居者の家賃滞納への対応については、これまで、平成26年11月5日付け国住備第135号等により、やむを得ず家賃が支払えない状況にある者に対しては、その収入等の状況や事情を十分把握した上で、適切な措置をとられるよう通知しているところです。今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、収入が減少し、やむを得ず家賃が支払えない状況にある者に対しても、家賃減免の適用等の負担軽減措置を講じるなど、適切に対応いただきますようお願いいたします。

また、公営住宅への入居に際しての保証人の取り扱いについては、2月20日付け国住備第130号等により通知しているところですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、公営住宅への入居を希望する者に対する保証人の取り扱いについても、特段の配慮を願います。

地方住宅供給公社が供給し管理する賃貸住宅にあっても、これに準じた対応を要請していただくようお願いいたします。

なお、貴管内の事業主体（政令市を除く。）に対してもこの旨周知いただくようお願いいたします。

記

- 1 今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、収入が減少し、家賃を滞納している入居者に対して、平成26年11月5日付け国住備第135号により通知した内容を踏まえ、適切な措置を講じること
 - (1) 入居者の収入等の状況や事情を十分に把握し、入居者のおかれている状況に応じて、個別具体的に家賃の徴収猶予等を行うこと
 - (2) 家賃負担が著しく過大となり、やむを得ず家賃を支払えない状況にある者に対しては、家賃減免の適用等の負担軽減措置を講じること
 - (3) この場合、民生部局、生活困窮者自立支援制度主管部局等とも十分に連携されたいこと
- 2 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、公営住宅に入居を希望する者に対しては、事業主体が設定している入居要件の適用について、弾力的な取り扱いをお願いします。特に、保証人の確保を入居要件としている事業主体にあつては、2月20日付け国住備第130号により通知した内容を踏まえ、入居希望者の努力にかかわらず保証人がみつからない場合に、保証人の免除を行う、緊急連絡先の登録をもって入居を認めるなど、入居者の事情に配慮した丁寧な対応をお願いします。

社援地発 0324 第 1 号
令和 2 年 3 月 2 4 日

各都道府県民生主管部（局）長殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
（公印省略）

生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の適用について

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における特例貸付の取扱については、「生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について」（令和 2 年 3 月 1 1 日社援発 0 3 1 1 第 8 号厚生労働省社会・援護局長通知）（以下「局長通知」という。）により通知していたところ、局長通知の発出以前への対応については、別途通知するとしていたところであるが、その取扱については下記のとおりとするので、対応に遺漏なきようお願いする。

記

- 1 令和 2 年 1 月 1 6 日から同年 3 月 2 4 日までの間にあった借入申込
 - 令和 2 年 1 月 1 6 日から同年 3 月 2 4 日までの間にあった借入申込に基づく貸付については、対象者の希望を聞き取ったうえで、局長通知に示す特例措置に基づく据置期間等の契約内容に変更するなど、柔軟な対応が可能であること。
 - 契約の変更にあたっては、必ずしも相談窓口に来訪する必要はなく、郵送などによる対応も可能であるので、借受人の負担に配慮いただきたい。
 - なお、この間に貸付が行われている者に対しては、償還が始まる段階から、遅くとも 7 月初旬を目途として、本取扱による契約変更が可能である旨を周知していただきたい。
- 2 令和 2 年 1 月 1 5 日以前にあった借入申込
 - 令和 2 年 1 月 1 5 日以前にあった借入申込については、記 1 の契約変更はできないことに留意願いたい。
 - ただし、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少等がある場合には、従来の取扱に基づき、一定期間、償還猶予を行った上で、償還免除を行うことは可能である。
 - 償還免除については、局長通知 3（1）に記載しているとおり従来の取扱いに加えて、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとする予定であり詳細について検討中であるが、上記の場合はこの適用対象とは

ならない。

- なお、貸付対象者が今般の特例の要件に該当する場合は、緊急小口資金等について、新たに貸付を受けるとともに、従来の貸付分について、償還の猶予を行うことは可能であることに留意願いたい。

以上

(参考1)「生活福祉資金貸付制度要綱」(「生活福祉資金の貸付について」(平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号厚生労働事務次官通知)(抜粋)

第14 貸付金の償還猶予

- 1 都道府県社協会長は、借受人又は借受人の属する世帯が災害その他やむを得ない事由により償還期限までに貸付元利金を償還することが著しく困難になったと認められるときは借受人又は連帯保証人の申請に基づき貸付元利金の償還を猶予することができる。

(参考2)「生活福祉資金貸付金償還免除規程」(「生活福祉資金の貸付免除の取扱について」平成11年7月13日社援第1729号厚生省社会・援護局長通知)(抜粋)

第1 償還免除の適格要件

- 3 前記1の各号に該当しないが、将来にわたって償還困難と認められるものについては、都道府県知事の承認を得たうえ貸付金の償還免除について決定を行うことができる。

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 2 4 日

各都道府県民生主管部（局）長殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の
運用に関する問答集（vol.2）について

「生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について」（令和 2 年 3 月 1 1 日付け社援発 0 3 1 1 第 8 号厚生労働省社会・援護局長通知）の運用における問答については、「生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の運用に関する問答集について」（令和 2 年 3 月 1 3 日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）により、お示ししたところであるが、問答に一部追加等を行い、別添のとおりお示しする。

生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の
運用に関する問答

※ 下線は、新たに追加等を行った部分。

問1 収入の減少について、「新型コロナウイルス感染症の影響」であることの確認はどのように行うべきか。

(答)

- 新型コロナウイルス感染症による収入の減少による家計への影響は様々であることから、一律に基準を設け、画一的な貸付を行うことは馴染まない。
- 各地域の市町村社会福祉協議会において、相談を受ける中で、休業や失業等に至ったことと新型コロナウイルス感染症との関係などを丁寧に聞き取り、必要な内容を借入申込書に記載していただいた上で、それぞれのお困りの状況等を踏まえ、柔軟な運用を行っていただきたい。
- なお、確認に当たっては、確認書類の提出を求める必要はないので、相談者が貸付の申込を行うに当たって、負担が生じないように、配慮いただきたい

問2-1 収入の減少について、どのように確認を行うべきか。

(答)

- 収入の減少については、これまでの総合支援資金の取扱いなども参考に、給与明細書や預金通帳等により新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前後の給与の状況を確認することが想定される。
- 失業状態についても、従来どおり離職票等により確認を行うことが考えられる。

問2-2 収入の減少の程度は要件に関わるか。

(答)

- 貸付の要件において、収入の減少の程度は問わない。

問2-3 収入減少の程度について、独自に定める額や割合以上としたり、一時的に生計の維持が困難となった理由を限定的に捉えるなどといった運用として良いか。

(答)

- 緊急小口資金は、「生活福祉資金貸付制度要綱」において、「会社からの解雇、休業等

による収入減のため生活費が必要なとき」や、「その他これらと同等のやむを得ない事由があつて、緊急性、必要性が高いと認められるとき」など幅広い理由を認めた上で、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付けるものと定められており、一律に一定額・割合以上の収入減少の程度をもって貸付の決定を行つたり、貸付の理由を限定したりすることは不適當である。

- 特例措置による貸付の相談に訪れる方は、様々な生活状況の中で、それぞれの困り事を抱えていることから、その状況を丁寧に聞き取り、柔軟に貸付を行っていただきたい。
- なお、総合支援資金についても同様に、個々の状況を踏まえて、柔軟に貸付を行っていただきたい。

問3 今般の特例措置による貸付以外の支援施策との関係性如何。

(答)

- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた政策パッケージにおいては、本貸付以外にも雇用調整助成金の拡充等が行われているが、これらの施策の対象となっているか否かにかかわらず、生活に必要な費用を賄えないと認められる場合には本貸付の実施を検討されたい。

問4 緊急小口資金の貸付上限に係る特例である20万円以内は、どのような場合に適用されるのか。

(答)

- 緊急小口資金の貸付上限額は、本則10万円以内としているところ、災害時の特例においては、かかりまし経費に対応するため、特に必要な場合に、20万円以内に引き上げる措置をとっており、具体的に「特に必要な場合」とは、災害被害の観点から、世帯員の中に死亡者がいる場合等となっている。
- 今般の特例措置においては、災害時の特例や新型コロナウイルス感染症の社会的影響を踏まえて設定を行うものであり、具体的には、次の場合を例として、20万円以内で貸付を行うことができることとしている。
 - ア 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき。
 - イ 世帯員に要介護者がいるとき。
 - ウ 世帯員が4人以上いるとき。
 - エ 世帯員に i 又は ii の子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき。
 - i 新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した小学校等に通う子。
 - ii 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子。
 - オ 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき
 - カ アからオまでに掲げるもののほか、特に資金の貸付需要があると認められるとき。

問5 緊急小口資金の貸付上限額を20万円以内に引き上げることができる例として、「新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した小学校等に通う子」等の「世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき」を定めていることの趣旨如何。

(答)

- お尋ねの点については、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校に通う子の保護者が休職し、休職による収入減少のために、かかりましの資金需要が生じる場合を想定している。
- なお、労働施策において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、今般新たに、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金が創設される場所である。
- なお、当該助成金においては、雇用労働者と一部の非雇用者が対象とされているところである。

問6 削除

問7 特例措置における緊急小口資金と総合支援資金の重複貸付の取扱如何。

(答)

- 重複貸付については、資金の性格から判断して貸し付けられるものとされているが、今般の特例措置においては、まず収入減少があった場合に、緊急小口資金により対応し、なお、収入の減少が続いたり、失業等となり、生活に困窮し、日常生活の維持が困難となった場合に総合支援資金により対応することを想定している。
※ 当初から総合支援資金の貸付を行うことを阻むものではない。
- なお、緊急小口資金の貸付を受けた後、総合支援資金の貸付を受ける場合、償還の負担の観点からは、緊急小口資金の償還を終えていることが望ましいが、収入の減少や失業等により、緊急小口資金の貸付金の償還が困難な場合には、償還途中のまま、総合支援資金の貸付を行って差し支えない。

問8 特例措置における再貸付の取扱如何。

(答)

- 本則と同様の取扱となる。
- すなわち、借受人の自立更生を促進するために特に必要があると認められる場合など

に限り、特に借受世帯の償還能力を勘案し貸し付けるものである。

問9 貸付事務にあたり、事務費として、次の経費を計上して良いか。

- ① 市町村社会福祉協議会への委託費（貸付の相談等に対応する職員に係る経費等）
- ② マスクや消毒液の購入費用
- ③ 貸付窓口における円滑な誘導等を行うための警備員の人件費や警備委託費

（答）

- いずれも差し支えない。

問10 相談窓口について、一定の曜日や時間に限って良いか。

（答）

- 緊急小口資金等の特例貸付の申込にかかる受付開始日については、「緊急小口資金等の特例貸付の申込にかかる受付開始日について（周知）」（令和2年3月13日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）により、3月25日（水）より借入の申込みを受け付けることができる体制を整えていただくようお願いしている。
- 受付開始日以外の対応については、窓口となる各社会福祉協議会の事情等を踏まえて、個々に検討していただいて差し支えないが、相談者の利便性等に配慮していただくようお願いする。

問11 自営業者の事業にかかる運転資金として貸付を行って良いか。

（答）

- 本貸付は、あくまでも生活再建までの間に必要な生活費用を貸し付けるものであり、事業の運転資金を貸し付けるものではない。
- 事業の資金繰りについては、「新型コロナウイルス感染症特別貸付制度」等の利用が考えられるので、日本政策金融公庫等が設置する相談窓口を紹介されたい。

（経済産業省HP）中小企業・小規模事業者向け相談窓口

https://www.meti.go.jp/covid-19/sodan_madoguchi.html

問12 緊急小口資金の貸付上限について、「世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき」とされているが、診断書の提出を求める必要があるか。

（答）

- 必ずしも診断書の提出を求める必要はなく、本人からの申し出等によることで差し支えない。

問13 緊急小口資金の貸付上限について、世帯員に、「新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した小学校等に通う子」及び「風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子」の世話をを行うことが必要となった労働者がいるときとされているが、具体的な取扱いを示されたい。

(答)

- 本取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」の取扱いを踏まえたものであり、具体的には、以下のとおりである。

- 「臨時休業等」の取扱い

新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等が臨時休業した場合、自治体や放課後児童クラブ、保育所等から可能な範囲で利用を控えるよう依頼があった場合が対象となる。

なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外となる（ただし、学校長が新型コロナウイルスに関連して特別に欠席を認める場合は対象となる。）

- 「小学校等」の範囲

・ 小学校、義務教育学校 小学校課程のみ、各種学校 幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る。）、特別支援学校（全ての部）

※ 障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校（後期課程）、高等学校、各種学校（高等学校までの課程に類する課程）等も含む。

・ 放課後児童クラブ、放課後等デイサービス

・ 幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等

- 「風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子」に該当する者

・ 新型コロナウイルスに感染した者

・ 発熱等の風邪症状が見られる者

・ 新型コロナウイルスに感染した者の濃厚接触者

問14 総合支援資金の貸付においては、原則として、生活困窮者自立支援法の自立相談支援事業等による支援を受けることを要件としているが、どのような場合が例外に該当するのか。

(答)

- 本則の取扱いと同様である。

- すなわち、相談者の自立に向けた見通し（償還見込み）が立っており、例えば、既に

就職が決まっている（内定している）もしくは見込まれる者について初回までの給与までの生活費が必要な場合や、就職しているが病気等による一時的な収入減もしくは一時的な支出増のため、資金が必要となる場合など、貸付の実施を中心とした取組のみで相談者の課題が解決し、就労支援やその他の支援の必要性が小さい場合が想定される。

- この場合においても、相談者の置かれている状況を勘案し、この要件を機械的に判断することのないよう、相談者の自立支援に主眼を置いてご判断いただくことが重要である。

問15 従前の貸付要件に基づいて緊急小口資金や総合支援資金（生活支援費）の貸付を受けている者が、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し償還が困難になっている場合、今般の特例措置における償還免除の取扱いの対象となるか。

（答）

- 今般の特例措置については、

- ・ 相談の受付を開始した令和2年3月25日以降の借入申込
- ・ 令和2年1月16日から同年3月24日までの借入申込のうち、契約内容の変更があったもの

に対して適用され、令和2年1月15日以前の借入申込に基づく貸付に対しては適用されない。

- ただし、令和2年1月15日以前の借入申込に基づく貸付のうち、貸付対象者が今般の特例の要件に該当する場合は、緊急小口資金等について、新たに貸付を受けるとともに、従来の貸付分について、償還の猶予を行うことは可能であることに留意願いたい。

（参考）「生活福祉資金貸付制度要綱」（「生活福祉資金の貸付について」（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号厚生労働事務次官通知）（抜粋）

第14 貸付金の償還猶予

- 1 都道府県社協会長は、借受人又は借受人の属する世帯が災害その他やむを得ない事由により償還期限までに貸付元利金を償還することが著しく困難になったと認められるときは借受人又は連帯保証人の申請に基づき貸付元利金の償還を猶予することができる。

問16 貸付利子が無利子となる等の特例措置を踏まえた、母子父子寡婦福祉貸付金との優先関係の取扱い如何。

（答）

- 生活福祉資金は、他制度優先を原則としているところ、今般の特例措置により、総合支援資金（生活支援費）が無利子となる一方で、母子父子寡婦福祉貸付金の利子は、保証人がいない場合、有利子となっている。

○ 他制度優先の取扱いについては、今般の特例措置の趣旨である生活に困窮された方へのセーフティネットの強化の観点から、生活福祉資金貸付制度を優先して貸し付けて差し支えない。

※ 参考資料参照

問17 新型コロナウイルス感染症の影響により、アルバイト収入が減少している学生に対して貸付を行うことは可能か。

(答)

○ 特例貸付は、従前と同様に、世帯に対して貸付を行うものであり、

・ 雇用形態がアルバイトかどうか

・ 身分が学生かどうか

に関わらず、相談者の世帯が、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等により生計維持のために貸付を必要としている場合であれば、貸付対象となる。(緊急小口資金、総合支援資金ともに同様の取扱い。)

○ なお、未成年者で婚姻していない場合には、親権者または後見人の同意が必要である。

(参考) 各制度の貸付要件

	生活福祉資金貸付制度 (特例措置)		母子父子寡婦福祉資金貸付 (生活安定貸付)	
	緊急小口資金	総合支援資金費	ひとり親になって間もない期間中の生活安定資金	失業期間の生活安定資金
貸付対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	母子家庭の母、父子家庭の父のいずれかであって、母子家庭等となつて間もない (7年未満) 者	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦のいずれかであって、離職後1年以内の者
貸付上限	学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内 その他の場合、10万円以内	(二人以上) 月 20 万円以内 (単身) 月 15 万円以内 貸付期間：原則 3 月以内	生活安定期間中 月10.5万円以内 (上限252万円)	失業期間中 (離職後1年以内) 月10.5万円以内
据置期間	1年以内	1年以内	6ヶ月	6ヶ月
償還期限	2年以内	10年以内	8年以内	5年以内
貸付利子	無利子	無利子	・保証人有 無利子 ・保証人無 年1.0%	・保証人有 無利子 ・保証人無 年1.0%